

市営保育所の今後のあり方について

第2回 要求資料

第1回福祉施策のあり方検討専門分科会での要求資料について

【奥山委員】

- 公民格差の状況
- 討議資料
- 歳児別の入所状況及び常勤職員、非常勤職員別の職員数と平均勤続年数
- 討議資料及び要求資料（19ページ）

【源野委員】

- 定員外入所の制度（年度途中で最低基準を満たしていればいいのか、定員は変えられるのではないかと）
- 要求資料（1ページ～）
- 市営保育所が定員割れしている理由と背景（市営保育所ごとの入所率）
- 討議資料
- 公営の財源（第1回討議資料の9ページにある財源ですべてができていいのか）
- 討議資料
- 職員の格差（財源の裏付け）
- 討議資料

【仙田委員】

- 厚生労働省通知に基づき、虐待防止のために勧告をして入所させた児童について、公民の比率と件数
- 作成中
- 児童福祉施設最低基準第3条に基づく社会福祉審議会が勧告した件数
- 0件
- 保育現場の職員に対する児童虐待の研修実績（どの程度の人数を対象としているか）
- 要求資料（5ページ～）
- 児童福祉施設最低基準の保育士数と国基準（財源）の比較（国基準で賄われている部分はすべて児童福祉施設最低基準にイコールとなるのか）
- 討議資料（配置基準及び財源構成で説明）
- 児童福祉施設最低基準を超えて、本市として取り組んでいるために市が負担をしている部分
- 討議資料
- 特例保育、延長保育、夜間保育、一時保育も含めた保育料基準の国と市
- 討議資料及び要求資料（8ページ～）

【西委員】

- 保育所を運営している社会福祉法人の経営実態（財政面）
- 作成中

【浜岡会長】

- 市民の現状の保育ニーズと評価（未来こどもプラン策定時のニーズ調査から）
- 要求資料（10ページ～）

【矢島委員】

- 市営保育所の現受入人数
- 要求資料（19ページ）

【定員外入所の制度について（各保育園宛て通知分）】

平成22年3月10日

各保育園（所）長 様

保健福祉局子育て支援部保育課長
（担当：企画担当 251-2390）

京都市保育所への入所円滑化対策実施要領の改正について（通知）

日頃は、本市保育行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。また、入所円滑化対策（定員の弾力的な運用）にもご協力いただきありがとうございます。

本市における入所円滑化対策については、「京都市保育所への入所円滑化対策実施要綱」及び「京都市保育所への入所円滑化対策実施要領（以下「要領」という。）」に基づいて実施しておりますが、従来、国通知により入所人数の上限についての基準（定員の15%（年度当初）、25%（年度途中）など）が設けられていることから、本市においても、国通知に基づいて運用を行ってきました。

この度、国通知の改正により、平成22年4月から当該上限についての基準が廃止されることから、本市においても下記のとおり運用の見直し（上限についての基準の廃止）を行うことといたしましたので、各保育園（所）におかれましては、福祉事務所からの入所相談があった場合に、積極的にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、国通知の改正では、保育所の定員設定について、入所児童数に応じた設定を行うために、定員見直しの基準を「連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合」から「連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合」に改正されました。上記の基準に該当する場合、定員の見直しについて積極的に取り組むこととされていることから、該当する保育園（所）におかれましては、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正要旨

定員外入所に係る入所人数の上限についての基準を廃止する。

2 適用

平成22年4月1日入所から。

・添付資料

「京都市保育所への入所円滑化対策実施要領」（改正後全文）

【参考】

①定員外入所に係る入所人数の上限についての基準

		現 行		見直し後	
		緊急要件	要件不問	緊急要件	要件不問
年度当初	4月	15%以内		制限なし	
年度途中	5月～9月	25%以内	うち20%以内	制限なし	
	10月～	制限なし	うち20%以内	制限なし	

上
限
廃
止

数字（%）は定員に対する率。

②国通知「保育所への入所の円滑化について」（抜粋）

保育所への入所円滑化対策について

- （1）保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり，定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には，定員の見直しに積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは，連続する過去の2年度間常に定員を超えており，かつ，各年度の年間平均在所率が120%以上の状態をいうものであること。
- （2）定員を超えて保育の実施を行う場合は，地域において年度途中における保育所入所の受入体制を整えること。

京都市保育所への入所円滑化対策実施要領

昭和60年2月26日制定
平成10年6月10日全部改正
平成11年4月1日全部改正
平成12年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成16年10月1日一部改正
平成21年12月25日一部改正
平成22年4月1日一部改正

(指定保育所)

第1条 要綱第2条に定める保育所は、各号に掲げるいずれの要件にも該当すること。

(1) 要綱に基づき保育の実施を行った児童を含め、施設の整備又は職員数が児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)等の基準を満たしており、かつ、保育所の延床面積が児童1人当たり4.5平方メートルを下回らないこと。

(2) 原則として私的契約児がないこと。

なお、やむを得ない事情により私的契約児が在園する場合でも、その数が定員の5パーセント又は10人を超えないものとする。

(実施)

第2条 定員を超えて保育の実施を行う場合は、地域において年度途中及び次年度の保育所入所(新規入所を含む)の受入体制を整えることとする。特に次の各号に掲げる緊急に入所する必要のある児童の年度途中の受入れについては十分に配慮すること。

(1) 保護者若しくは第2次保育者の死亡、入院、行方不明又は離別

(2) 転居により従前の保育所等での保育の継続が困難

(3) 母親の産休期間の満了

(4) 保護者の育児休業の終了

(5) 災害の発生

(6) 前各号と同等以上の緊急性が認められるもの

(実施期間)

第3条 定員を超えて保育の実施を行う期間は、年度内に限るものとする。ただし、引き続き年度を超えて保育の実施が必要な場合については、定員の10パーセント又は10人の範囲内で、年度を超えて保育の実施を更新できる。

(定員内児童の保育の実施解除の場合の取扱い)

第4条 定員を超えて保育の実施を行っている保育所で、定員内児童の保育の実施解除を行った場合は、定員を超えて保育の実施を行う児童を含めて定員の充足を行うものとする。

(周辺保育所等との調整)

第5条 近隣の保育所及び昼間里親で、定員に満たない状況があるときは、その保育所等における保育の実施を第一義的に考慮すること。

(その他)

第6条 前各条に定めるものの他、定員を超えて保育の実施を行う場合の取扱いについては、現に保育所について定められているところによる。

2 連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある保育園は、定員の見直しを行う対象になるため、保育園との入所調整の際に留意すること。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

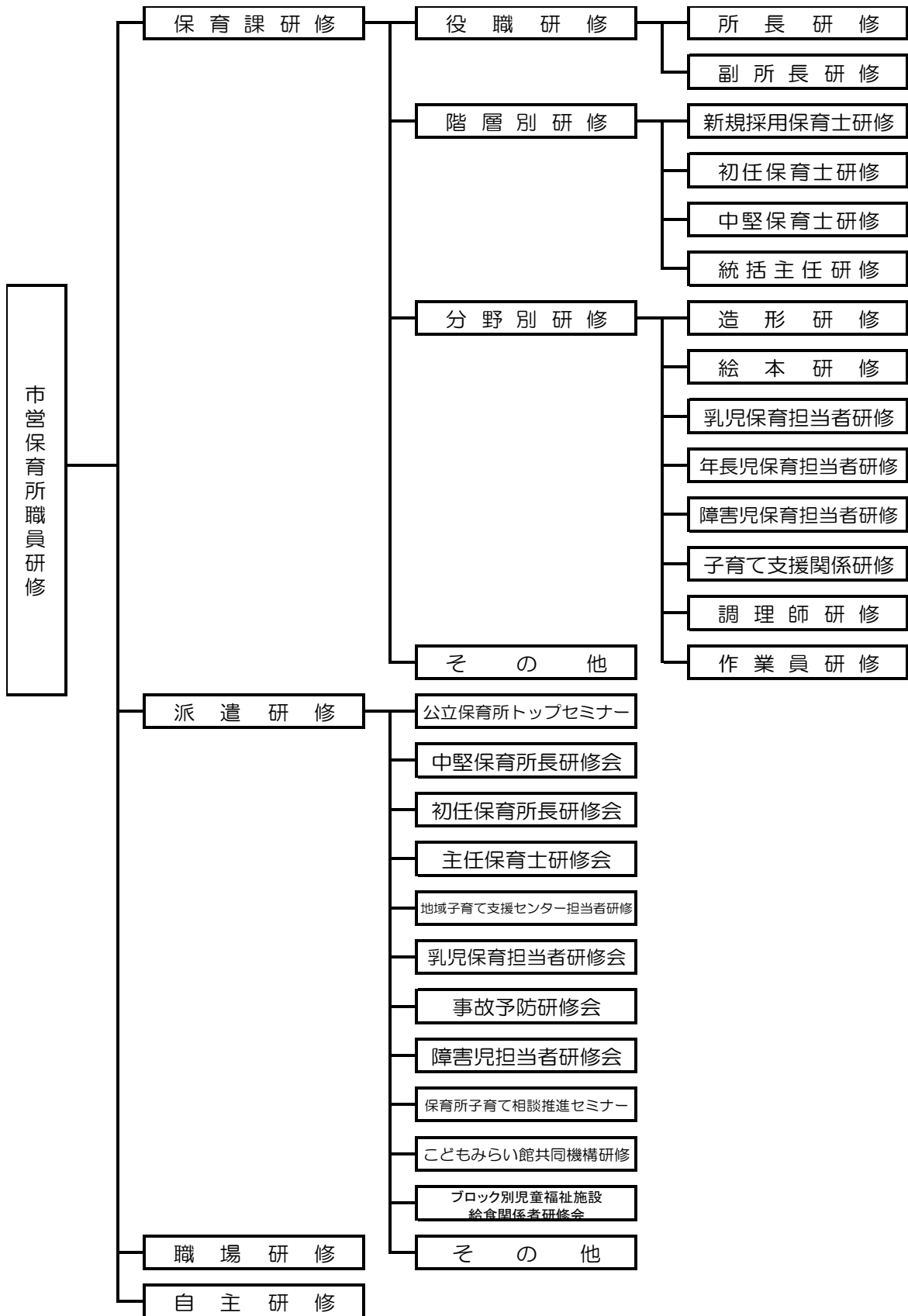
附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

【市営保育所職員研修体系表】



【虐待に関する研修参加人数】

(平成20年度)

日 時	研 修 名	人 数	
6月11日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
6月24日～27日	乳児保育担当者研修会	27名	伝達研修を含む
7月10日～11日	近畿ブロック保育研究集会報告	34名	伝達研修を含む
8月13日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
9月10日	こどもみらい館研修	31名	
9月10日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
10月1日	地域子育て支援拠点事業研修派遣研修	38名	伝達研修を含む
11月5日	こどもみらい館研修	24名	
11月14日	子育て支援関係研修	53名	
11月17日	子育て支援研修会	35名	伝達研修を含む
12月10日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
12月13日14日	日本子ども虐待防止学会報告	40名	伝達研修を含む
1月14日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
1月15日16日	保育所子育て相談推進セミナー	35名	伝達研修を含む
合計人数		507名	

(平成21年度)

日 時	研 修 名	人 数	
5月13日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
6月3日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
6月4日	京都保育研究集会	41名	
9月2日	地域子育て支援拠点事業研修	27名	
9月9日	地域子育て支援拠点事業研修	27名	
9月15日～19日	初任保育所長研修会	36名	伝達研修を含む
11月11日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
9月25日～26日	公立保育所トップセミナー	36名	伝達研修を含む
11月27日	こどもみらい館研修	28名	
11月27日～28日	日本子ども虐待防止学会	38名	伝達研修を含む
11月24日～27日	保育所地域子育て支援担当者研修	38名	伝達研修を含む
12月2日	地域子育て支援拠点事業研修	38名	
1月15日16日	保育所子育て相談推進セミナー	36名	伝達研修を含む
合計人数		459名	

【市営保育所保育課研修内容（平成22年度）】

種 別	研 修 名	受 講 対 象	期 待 さ れ る 組 織 上 の 役 割	目 的	実 施 回 数
役 職 研 修	所 長 研 修	所 長	・施設長として管理・運営・職員指導に責任をもつ。 ・地域の子育て支援の推進を図る。	・保育所運営の統括者として、保育所の役割や社会的責任を果たすための資質・技量を高める。	1回 適宜、市営保育所長会に委ねる
	新 任 所 長 研 修	新 任 所 長		・保育所運営の統括者として、職責を果たすための組織運営の基本や業務内容を理解する。	1回
	副 所 長 研 修	副 所 長	・保育所運営を円滑に進めるため所長を補佐する。 ・保育の統括者として、職員集団をまとめ、保育の質の向上を図る。	・組織的な保育所運営を理解し、副所長の立場と期待される役割について理解する。 ・職員を育成するための知識や技術を身につけ、実践する力を養う。	2～3回 適宜、副所長研究会に委ねる
	新 任 副 所 長 研 修	新 任 副 所 長		・所長を補佐する役割と、保育の統括として、職責を果たすための業務内容を理解する。	1回
階 層 別 研 修	新 規 採 用 保 育 士 研 修	新 規 採 用 保 育 士	・「子どもの最善の利益の確保」の理念を理解し、基礎的な保育実践ができる。	・京都市の保育士としての自覚を養う。 ・職場への円滑な適応を図る。 ・基礎的な専門知識や技術を理解し習得する。	3回
	初 任 保 育 士 研 修	保 育 経 験 3 年 目	・チームによる保育の中での自分の役割を理解し、指示・助言を受けながら日常業務を実施する。	・保育士としての基本姿勢と保育理論を再確認する。 ・保育士としての実践的知識・技術を習得し、専門性の確立をめざす。	3回
	中 堅 (Ⅰ) 保 育 士 研 修	保 育 経 験 8 年 目	・保育所の中核としての役割を考え、保育のあり方、内容を向上させるために職員間で検討し、保育の充実と職場の活性化を図る。 ・新規採用保育士・初任保育士の模範となる行動を示し、日常的業務について助言する。	・保育所を取り巻く現状や課題を認識する。 ・自己の保育を見直ししながら、さらに保育実践に必要な専門的知識・技術を習得する。	3回
	中 堅 (Ⅱ) 保 育 士 研 修	保 育 経 験 1 5 年 目	・保育所の中核としての役割を考え、業務改善、組織の活性化に貢献する。 ・保育実践のリーダーとして、後輩の助言指導を行う。	・保育所を取り巻く現状や課題を認識する。 ・保育実践に必要な専門的知識・技術を深める。	該当者なし
	中 堅 (Ⅲ) 保 育 士 研 修	保 育 経 験 2 0 年 目	・チームリーダーとして、保育所運営に貢献する。 ・保育の充実と職場の活性化を図り、後輩の育成にあたる。	・保育所を取り巻く現状や課題を認識し、子育てに関する関連分野や、地域の福祉課題を理解する。 ・リーダーとして常に最新の知識・技術を身につける。	3回
	新 任 統 括 主 任 研 修	新 任 統 括 主 任	・副所長を補佐し、チームリーダーとして保育所運営に貢献する。	・保育所の役割を果たすため、幅広い知識を身につけ、専門性の向上を図る。	1～2回
分 野 別 研 修	造 形 研 修	保 育 士	・造形に関する活動を充実するために積極的な役割を果たす。	・造形活動を通して、乳幼児が自己表現するための意欲や創造性、豊かな感性を養うことをねらいとし、同じ受講者が継続して受講し、職場で実践を行うことにより各保育所での造形活動の向上を図る。	4回
	絵 本 研 修	保 育 士	・絵本に関する取組を充実するため積極的な役割を果たす。	・乳幼児の情緒面や言語面での発達を促す絵本の重要性をふまえ、絵本を取り入れた保育内容の充実と保護者への絵本に対する関心を高める。	4回
	乳 児 保 育 担 当 者 研 修	乳 児 担 当 保 育 士	・乳児保育充実に向け積極的な役割を果たす。	・人格形成の基礎を確立する重要な時期である乳児期に、基本的信頼関係を築き自我を育て主体的に生きる力をつけるための望ましい保育内容や、保育のあり方を考える。また保護者とともに子育てを進め、親育ちのあり方を考える。	4回
	年 長 児 保 育 担 当 者 研 修	年 長 児 担 当 保 育 士	・年長児保育を検討する中で保育所全体の保育の質を高め充実するため積極的な役割を果たす。	・保育内容の向上と合同文化鑑賞会の充実を図る。	4回
	障 害 児 保 育 担 当 者 研 修	保 育 士	・障害児の個別の発達課程と特性を理解し、保育所という機能をいかした統合保育においてそれぞれの児童に応じた保育を実施するための知識・技術を高める。	・一人ひとりの子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長することを図る。	4回
	地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 担 当 者 研 修	地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 担 当 者	・行政区全体を視野に入れ、地域性や保育所の特性をいかした事業を展開する。 ・地域の関係機関や団体と連携を取りながら、地域の子育て支援のリーダー的な役割を担う。	・地域子育て支援拠点事業を展開するために、専門的知識の習得と支援者としての資質の向上を図る。	適宜 (受講対象拡大あり)
	調 理 師 研 修	調 理 師	・日々の給食を通して、子どもの命を守り、心身の健全育成を図り、「食を営む力」の基礎を培う「食育」を担う。	・子どもの発達成長にとって望ましい食事についての知識や技能、保育と連携した食育の取組、子育て支援など、市営保育所調理師としての資質の向上を図る。	1回
	初 任 調 理 師 研 修	初 任 調 理 師	・保育所における給食の役割を理解し、適切な調理や食に関する取組を行う。	・子どもの発達成長にとって望ましい食事についての知識や技能、保育と連携した食育の取組、子育て支援など、市営保育所調理師としての自覚をもつ。	1回
そ の 他 の 研 修	作 業 員 研 修	作 業 員	・保育所における安全衛生の主務者としての役割を果たす。	・作業員としての資質の向上と業務の専門性を高める。	1回
	課 題 別 研 修	保 育 経 験 2 5 年 目 以 上 (保育課にて調整)	・求められている保育に対してリーダーとしての役割を果たす。	・保育の今日的課題に対する知識・技術を身につける。	3回
	新 規 採 用 再 任 用 職 員 研 修	新 規 採 用 再 任 用 職 員	・これまでの保育所職員としての経験をいかし、保育所における安全衛生の主務者としての役割を果たす。	・これまでの保育所職員としての経験をいかし、作業員としてのさらなる資質の向上と業務の専門性を高める。	1回
嘱 託 職 員 (一 時 保 育) 研 修	一 時 保 育 事 業 非 常 勤 嘱 託 職 員	・一時保育の意義を理解しその充実に向け、積極的な役割を果たす。	・一時保育における保育内容や運営などを学ぶ。	1～2回	

【国徴収基準表（平成22年度）】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金規準額（月額）		
階層区分	定義		3歳未満の場合	3歳以上の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	被保護世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を 除き、前年度分の市町村民税の 額の区分が次の区分に該当する 世帯	市民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得 税課税世帯であって、その所得 税の額の区分が次の区分に該当 する世帯	40,000円未満	30,000円	27,000円 （保育単価限度）
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 （保育単価限度）
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 （保育単価限度）
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 （保育単価限度）	77,000円 （保育単価限度）
第8階層		734,000円以上	104,000円 （保育単価限度）	101,000円 （保育単価限度）

◎平成22年度は、行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、第8階層を創設。

京都市保育所保育料徴収基準表

この保育料徴収基準表は平成22年度のものです。
平成23年度については改定する場合があります。

階層区分	徴収額 (月額、単位：円)											
	(ア)			(イ)			(ウ)			(エ)		
	一般分 3歳未満	3歳以上	2人目の加算	一般分 3歳未満	3歳以上	2人目の加算	一般分 3歳未満	3歳以上	2人目の加算	一般分 3歳未満	3歳以上	2人目の加算
A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100
C 1	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700
C 2	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000
D 1	11,900	10,900	5,600	12,600	11,500	5,700	13,300	12,100	5,800	14,000	12,800	5,900
D 2	15,700	13,000	6,600	16,600	13,700	6,700	17,500	14,500	6,800	18,400	15,200	6,900
D 3	19,500	15,600	7,900	20,600	16,500	8,200	21,700	17,400	8,300	22,900	18,300	8,500
D 4	27,800	19,700	10,200	29,400	20,800	10,700	31,000	22,000	10,800	32,700	23,100	11,000
D 5	37,300	24,500	12,800	39,400	25,900	13,300	41,600	27,300	13,400	43,800	28,800	13,600
D 6	44,000	28,000	18,600	46,500	29,600	19,100	49,100	31,200	19,200	51,700	32,900	19,400
D 7	50,300	28,600	19,300	53,200	30,200	19,800	56,200	31,900	19,900	59,100	33,600	20,100
D 8	55,800	31,100	19,800	59,000	32,900	20,300	62,300	34,700	20,400	65,600	36,500	20,600
D 9	72,500	40,700	25,800	76,700	43,100	26,500	80,900	45,500	26,600	85,200	47,800	26,800

保育時間帯	(ア) 夜間保育所		(イ)		(ウ)		(エ)		(オ)	
	午前8時30分以後 午後1時30分以前	午前8時以後 午前8時30分以前	午前8時30分以後 午後5時以前	午前11時以後 午後1時30分以前	午前7時30分以後 午前8時以前	午前8時以後 午前8時30分以前	午前7時30分以後 午前8時以前	午前8時以後 午前8時30分以前	午前7時30分以後 午前8時以前	午前8時以後 午前8時30分以前
開始時刻	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前
終了時刻	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前

※ 児童が2人以上入所している場合、最も年齢の高い児童が一般分の保育料になります。

※ 保育所同時入所における3人目以降の保育料は、無料です。

※ 「3歳未満」とは当該年度の4月1日において3歳に達していない児童をいい、年度の途中で3歳に達した場合においては「3歳未満」として取り扱います。

※ 任七僧人並寺特別控除、任七町農改修特別控除、任七町正改修特別控除、任七町農改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別控除、配当控除、電子証明書寺別控除、外国祝日控除、奇麗金控除(国又

は 地方公共団体等に対する寄附金)等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。